

2級FP 実技対策問題

【どりめざFP合格ネット】

～生保顧客資産相談業務～

(タックスプランニング)

- 問題文中に指示がない限り、特約、特例については、考慮する必要はありません。

次の設例に基づいて、問1～問3に答えなさい

<設例>

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんとの4人家族である。Aさんは、平成30年中に長男Cさんの入院・手術費用として医療費30万円（保険金などで補填される金額はない）を支払ったため、医療費控除の適用を受けようと思っている。

Aさんとその家族に関する資料および平成30年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。なお、金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

<Aさんとその家族に関する資料>

Aさん（57歳）：会社員

妻Bさん（53歳）：専業主婦。平成30年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。

長男Cさん（20歳）：大学生。平成30年中の収入はない。

二男Dさん（14歳）：中学生。平成30年中の収入はない。

<Aさんの平成30年分の収入等に関する資料>

(1) 給与収入の金額：1,000万円

(2) 不動産所得の金額：▲150万円（土地等の取得に係る負債の利子20万円を含む）

(3) 一時払終身保険の解約返戻金

契約年月：平成27年4月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：妻Bさん

解約返戻金額：980万円

一時払保険料：1,000万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成30年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 1

所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～リのなかから選びなさい。

I 「平成 30 年分の所得税から居住者の合計所得金額が (①) 万円を超えると、配偶者控除の額が段階的に縮小され、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者控除の適用を受けることはできません。A さんの平成 30 年分の合計所得金額は (①) 万円以下であるため、38 万円の配偶者控除の適用があります」

II 「従来の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である居住者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が (②) 万円を超えるときは、その超える部分の金額(最高 200 万円)をその居住者のその年分の総所得金額等から控除します。また、従来の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)では、特定一般用医薬品等購入費の支払額(保険金などで補填される金額を除く)が (③) 円を超えるとき、その超える部分の金額(最高 88,000 円)をその居住者のその年分の総所得金額等から控除することができます」

<従来の医療費控除額の算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{填される金額} \end{array} \right. - (\text{ ② }) = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

<セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{特定一般用医薬} \\ \text{品等購入費の総額} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{填される金額} \end{array} \right. - (\text{ ③ }) = \begin{array}{l} \text{セルフメディケーシ} \\ \text{ョン税制に係る医療費控} \\ \text{除額(最高88,000円)} \end{array}$$

〈数値群〉

イ. 5 ロ. 10 ハ. 20 ニ. 800 ホ. 850 ヘ. 900
ト. 12,000 チ. 40,000 リ. 68,000

問2

Aさんの平成30年分の所得税の課税に関する次の記述(1)～(3)について、適切なものには○印を、不適切なものには×印をつけなさい。

(1)「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る負債の利子20万円に相当する部分の金額は、Aさんの給与所得の金額と損益通算することはできません」

(2)「一時払終身保険の解約返戻金は、契約から5年以内の解約ですが、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります。ただし、その赤字の金額は、Aさんの給与所得の金額と損益通算することはできません」

(3)「セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、適用を受けようとする年分において、Aさんだけでなく、生計を一にする妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんについても定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている必要があります」

問3

Aさんの平成30年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄(1)～(3)に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	(1) 円
医療費控除	□□□円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	100,000円
地震保険料控除	25,000円
配偶者控除	380,000円
扶養控除	(2) 円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	3,100,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	□□□円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)	(3) 円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額 × 40% (65万円未満の場合65万円)
180	～ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	～ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	～	220万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円